

十日町市冬期集落安全・安心確保対策事業実施要綱

令和3年10月27日
十日町市告示第184号

(目的)

第1条 この告示は、住民の過疎化及び高齢化が著しく、冬期間における集落機能の維持に支障が生じている集落に対して、除雪等の対策を講ずることにより、住民の安全の確保及び生活環境の維持向上を図ることを目的とする。

(対象集落)

第2条 この事業の対象となる集落（以下「対象集落」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす集落とする。

- (1) 高齢化率が50%以上の集落
- (2) 30世帯未満の集落
- (3) 生活に必要な道路（国道、県道及び市道を除く道路であって、当該道路の受益者が、自力による除雪が困難な高齢者等であり、かつ、住居が1戸のみの生活道路をいう。）のうち、除雪が必要な未除雪区間の合計がおおむね100m以上の集落

(活動主体)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる事業の活動の主体となる者（以下「活動主体」という。）の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 冬期集落保安要員 除排雪活動等を目的とした住民又は親族等対象集落に関わりがある者で、対象集落代表者が推薦し市長が承認するもの（一の対象集落につき1人に限る。）
- (2) 克雪コミュニティ 対象集落又は除排雪活動を目的とした住民等の相互扶助組織
- (3) 除雪ボランティア受入集落又は団体 除雪ボランティアを受け入れる対象集落又は対象集落に対して除雪ボランティアの派遣等を行う団体

2 前項の規定にかかわらず、活動主体に除雪事業者は含まないものとする。

(委託)

第4条 この事業の受託を希望する活動主体は、市長にその旨を申し出なければならない。

2 市長は、事業の委託の可否を決定するときは、第2条の要件を満たすか確認し、当該要件を満たす場合は、活動主体と委託契約を締結するものとする。

(事業実施期間)

第5条 事業実施期間は、毎年12月1日から翌年の3月31日までとする。

(委託料)

第6条 委託料の額は、50万円とする。ただし、事業の実績額が50万円に満たない場合は、実績に応じた委託料とする。

2 委託料の算出方法は、別表に記載のとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、国、県、市その他団体による冬期間の除雪又は安全

対策に係る報酬、委託、補助制度等で対象となっている経費は、委託料の対象としない。

(活動内容)

第7条 活動内容は、前条の委託料の範囲内で行う別表に記載の内容とする。

2 市長は、必要に応じて活動主体から聞き取りを行った上で委託の対象となる活動内容を判断し、当該活動内容を対象集落別に指定し、委託契約を締結するものとする。

(活動報告)

第8条 活動主体は、市長が別に定める日までに、作業実績、帳簿、支払証明書類等の必要な書類を添えて、市長に活動報告を行わなければならない。

(状況報告)

第9条 市長は、活動主体に対し、業務の遂行状況について報告を求めることができる。

2 活動主体は、前項の報告を求められた場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(契約解除及び委託料返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託契約を解除し、又は既に支払った委託料の全部又は一部を活動主体から返還させることができる。

- (1) この告示及び委託契約の内容に違反したとき。
- (2) 委託契約に定める業務の履行が確認できないとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により活動報告をしたとき。

(協力関係の保持)

第11条 市長、活動主体及び対象集落は、この制度の運用に当たり、地域の共同責任として実施されてきた地域住民同士の善良な協力的慣習が失われることのないように努めなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第6条及び第7条関係）

区分	委託対象となる活動内容、委託料算出方法
<p>冬期集落保安要員、 克雪コミュニティ</p>	<p>1 委託対象となる活動内容</p> <p>(1) 生活に必要な道路（国道、県道及び市道を除く道路であって、当該道路の受益者が、自力による除雪が困難な高齢者等であり、かつ、住居が1戸のみの生活道路）の除雪</p> <p>(2) 自らの労力及び資力により除雪を行うことができない高齢者等世帯の除雪援助</p> <p>(3) (1)及び(2)の高齢者等世帯の見守り（緊急時の医療機関への送迎含む）</p> <p>(4) 集落内危険箇所の巡視及び危険解消作業</p> <p>(5) 公共施設、公共的施設（集会所、ゴミステーション、バス停留所、消火栓等）の除雪</p> <p>(6) その他市長が認めた業務</p> <p>2 委託料算出方法</p> <p>作業単価は、物価変動を考慮し、市長が別に定めるものとする。</p>
<p>除雪ボランティア</p>	<p>1 委託対象となる活動内容</p> <p>除雪ボランティアとの協働及び受入体制の整備・準備に係る報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料、賃借料</p> <p>2 委託料算出方法</p> <p>活動内容により生じた支出の帳簿、支払証明書類等を市長が精査し、対象となる経費を合算して算出するものとする。</p>